

大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月16日

大和市長 古谷田 力

## 大和市規則第7号

大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則（平成6年大和市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「期間内」の次に「（指定管理者が認める場合にあつては、使用日当日）」を加え、同号ア中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている」を「市内に住所を有する」に改め、「本市内に」を削る。

第6条中「利用登録票を」の次に「指定管理者に」を加える。

第7条中「受けた者」の次に「（以下「利用者カード所有者」という。）」を、「旨を」の次に「指定管理者に」を加える。

第8条中「利用者カードの交付を受けた者が」を「利用者カード所有者は」に改め、「速やかに」の次に「指定管理者に」を加える。

第9条中「利用者カードの交付を受けた者」を「利用者カード所有者」に改める。

第15条第1号から第5号までの規定中「とき。」を「とき」に改め、同条第6号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号の次に次の3号を加える。

(6) 環境管理センター（大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）第9条第1項に規定する環境管理センターをいう。）の周辺区域として市長が指定する区域内に住所を有する者（次号において「指定周辺区域内居住者」という。）が浴室を使用するとき（次号に掲げるときを除く。） 使用料の2分の1の額

(7) 指定周辺区域内居住者（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が浴室を利用するとき 使用料の全額

(8) 市内に住所を有する65歳以上の者が、市長の指定する日に浴室を使用するとき 使用料の全額

第18条中「第6号様式」を「第7号様式」に改める。

別表第3号様式の項の次に次のように加える。

第4号様式	利用登録票	第6条
-------	-------	-----

別表様式番号の欄中「第4号様式」を「第5号様式」に、「第5号様式」を「第6号様式」に、「第6号様式」を「第7号様式」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。